

令和5年度第3回東御市空き家等対策協議会 次第

日時：令和6年3月18日（月）

午後1時30分から

場所：東御市役所本館2階全員協議会室

1 開 会

2 委嘱書の交付

3 会長あいさつ

4 議 事

(1) 特定空家等の認定について（新規）

◎ハイエース

花岡 利夫	白石 一雄	横山 榮二	田中 博文	有賀 剛
小林 浩一	吉澤 正憲	安原 武志	小林 靖宗	

◎ヴェルファイア

飯島 康男	岡田 梓	鈴木 敏之
富山 直彦	山邊 修	戸堀 一真

(2) 特定空家等のこれまでの取組み経過について

(3) 東御市老朽危険空き家解体事業補助金等について

令和6年度予算

- ・老朽危険空き家解体事業補助金 750千円×5件
- ・木造住宅耐震改修事業補助金 改修1,000千円×1件、除却838千円×2件
- ・空き家リフォーム補助金 800千円×3件

(4) その他

4 その他

5 閉 会

東御市空家等対策協議会委員名簿(令和5～6年度)

(敬称略)

区分	団体等	氏名
会長	東御市長	花岡 利夫
委員 東御市自治推進委員規則第1条に規定する自治推進委員を代表する者 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者	東御市区長会長会	白石 一雄
		横山 榮二
	東御市議会	田中 博文
	弁護士 (室賀法律事務所)	堀内 優香
	長野県司法書士会	有賀 剛
	(公社)長野県宅地建物取引業協会 上田支部	小林 浩一
	(公社)長野県建築士会上小支部	吉澤 正憲
	(一社)長野県建築士事務所協会上 小支部	飯島 康男
	(福)東御市社会福祉協議会	岡田 梓
	東御市景観を考える会	鈴木 敏之

(任期:令和5年6月29日～令和7年6月28日)

老朽危険空き家解体事業補助金 のご案内

補助対象経費の2分の1(上限75万円)

空き家の管理不全が原因となって、隣家が壊れたり、通行人などがケガをした場合、所有者や相続人などは損害賠償請求を負う可能性があります。

倒壊の危険性がある特定空家等へは解体に対し補助しますので、早期の改善をお願いします。

補助要件

建築物

市内に所在する特定空家等であること

対象経費

敷地内の全ての建築物、工作物及び立木等を解体、撤去及び処分するための解体工事であること

対象者

解体工事の許可を得た者による解体工事であること

家財道具の撤去、運搬及び処分に要する経費は除く

個人であること

所有者又はその相続人(以下、「所有者等」)であること

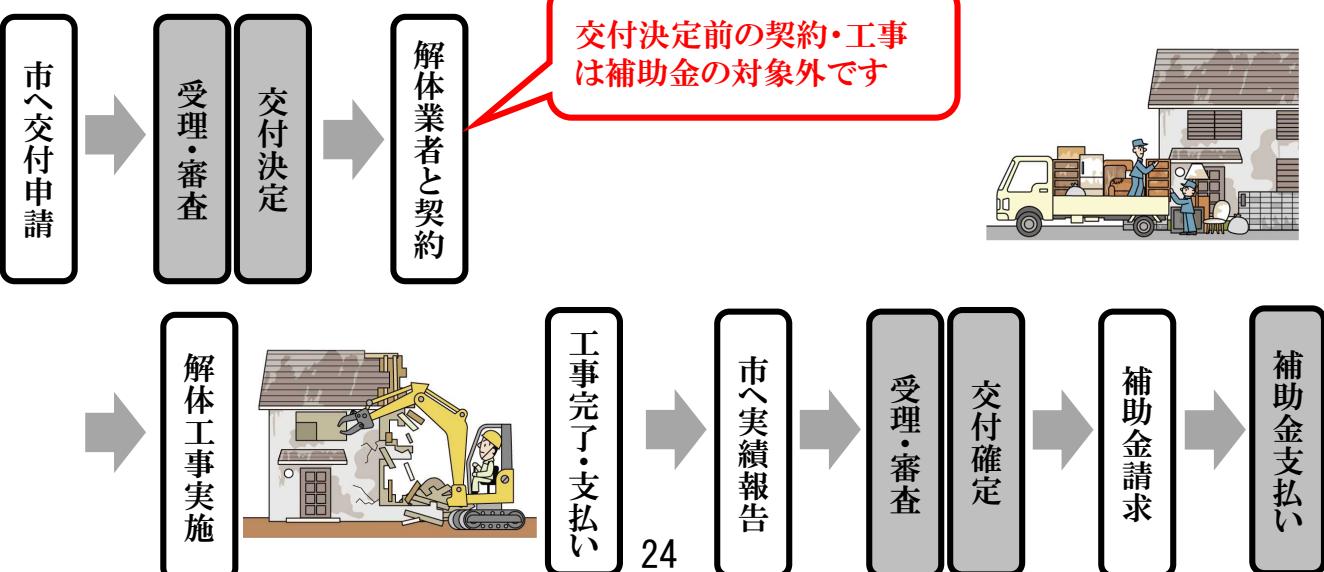
所有者等の全員が東御市税を滞納していないこと

所有者等が複数ある場合は、その全てが解体に同意していること

所有者等の全員が基準以下の収入金額又は所得金額であること

解体後の敷地を適切に管理すること

補助金手続きの流れ



木造住宅耐震改修事業補助金 のご案内

【改修】補助対象経費の5分の4(上限100万円)

【解体】補助対象経費の2分の1(上限83.8万円)

地震は自然現象であるため、いつ、どこで、どれくらいの大きさのものが発生するか、確実なことはわかりません。ご自身の家の耐震性能を知り、耐震性が不足する場合には生命と財産を地震から守るため早めの工事実施をご検討ください。

補助要件

建築物

市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された木造の在来工法による戸建住宅であること

対象経費

耐震診断総合評点が1.0未満と診断されていること(耐震診断無料)

耐震性を確保するために行う耐震補強工事または解体工事であること

解体の場合、解体工事の許可を得た者による解体工事であること

家財道具の撤去、運搬及び処分に要する経費は除く

対象者

個人であること

現に居住または解体後に建て替えを予定している者であること

所有者等の全員が東御市税を滞納していないこと

所有者等の全員が基準以下の収入金額又は所得金額であること

補助金手続きの流れ

市へ交付申請

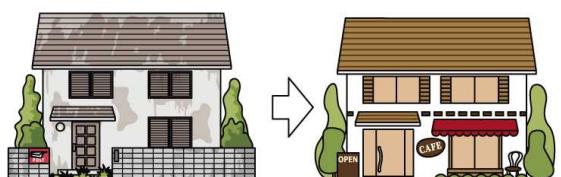
受理・審査

交付決定

業者と契約

交付決定前の契約・工事
は補助金の対象外です

工事実施



工事完了・支払い

市へ実績報告

受理・審査

交付確定

補助金請求

補助金支払い

空き家リフォーム補助金 のご案内

補助対象経費の3分の2(上限30万円)

空き家バンクに登録された空き家を購入した移住者の方を対象に空き家のリフォームに要する経費に対して補助金を交付します。

補助要件

建築物

空き家バンクに登録された空き家であること

対象経費

台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等の改修工事

対象者

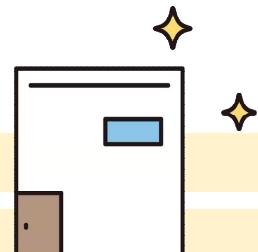
自ら居住する目的で空き家を購入した者

現に東御市外に居住もしくは市内に転入して3年以内の移住者であること

所有者等の全員が東御市税を滞納していないこと

購入した空家の所有者等の3親等以内の親族でないこと

補助金の交付を受けた住宅に10年以上居住すること



加算措置

以下の条件に該当する場合に加算措置があります。



加算要件	上限加算額
世帯主が49歳未満の場合	20万円
18歳以下の扶養する子と同居する場合	1人につき10万円(上限30万円)

補助金手続の流れ

※交付決定前の契約・工事は補助金の対象外です。

